

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 こども家庭センター

不利益処分の内容	栃木市産後ケア事業利用決定の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市産後ケア事業実施要綱 第 1 1 条第 1 項第 2 項
根拠条項	栃木市産後ケア事業実施要綱 第 1 1 条第 1 項第 2 項
参考事項	
設定等年月日	平成 3 0 年 3 月 2 0 日設定 令和 4 年 8 月 1 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市産後ケア事業実施要綱抜粋 (利用決定の取消し等)</p> <p>第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 利用者から利用の辞退の申出があったとき。</p> <p>(2) 利用者が第 3 条各号に規定する事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 利用者が事業の目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用が適当でないと認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用を中止させるときは、栃木市産後ケア事業利用決定取消（中止）通知書（別記様式第 7 号）により当該利用者に通知するものとする。</p>